

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成24年5月11日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 I : 該当なし

区分 II : 該当なし

区分 III : 該当なし

その他 : 3 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	4号機	コントロール建屋非常用電気品室圧縮機(A1)において、潤滑油圧力低の警報が発生したため現場確認したところ、潤滑油不足が認められたため、当該機器を点検。	GⅢ	
2	4号機	コントロール建屋非常用電気品室圧縮機(C1)において、潤滑油圧力低の警報が発生したため現場確認したところ、潤滑油不足が認められたため、当該機器を点検。	GⅢ	
3	1・2号廃棄物処理設備	加熱蒸気系において、加熱蒸気供給ラインストレートドレン弁シート部からの蒸気漏えい(非放射性)が認められたため、当該弁を点検。	GⅢ	